広報 たかのす

発行所
鷹巣町役場町長室
電話（代）550番 直通42番
（発行部数 5,700部）
印刷所 秋北新聞社

6月30日 現在
人口動態

◇人口総数 28,212人
◇世帯数 5,630世帯
男13,685人 女14,527人
（6月中の件数）
転入 122　出生 40
転出 40　死亡 7

今月の納税 8月

町県民税 二期（全町）
保険税 五期（鷹巣）
◉納期限が過ぎますと延滞金が徴収されます

専門家を講師陣に
農業近代化ゼミナールを開講

希望のある明るい農村づくりのための鷹巣町農業青少年育成協議会の第一回目の会議が、七月十三日役場会議室で開かれました。

この協議会の目的は、農業青少年が希望と誇りをもって農業経営および農家生活の改善にあたり得るような気運と環境をつくり、かつそれに必要な知識と技術を習得させ、すぐれた農業者を育成するための協議会であり、次のような事業を行なうことになっています。

1、農業青少年育成対策の推進に関すること。
2、研究グループの育成指導。
3、農業近代化ゼミナール
4 交換大会の開催および派遣。
5、その他必要な事項

協議会の委員の任期は二年で、今年は農業近代化ゼミナール部会を中心にして事業をすすめて行くことになっています。

会長（町長）から委嘱された委員は、次の十四名です

▽成田稔、成田仁市（町助役）▽河田太茂蔵（教育長）▽渡辺勝蔵（公民館長）▽佐藤徳右衛門（教育委員長）▽中林藤蔵（農委会長）▽佐々木武治（町議会産経委員長）▽小坂保雄（町内農協代表）▽武藤完一（農共済組合長）▽九島悦郎（鷹農校長）▽長崎佐太吉（中学校代表）▽沢口勘一郎（農改普及所長）▽成田藤雄（青年団体代表）▽二階堂キヨ（婦人団体代表）

なお農業近代化ゼミナール実施のため、町農業青少年育成協議会が中心に実施計画を策定してきましたがいよいよ、七月二十三日盛大に開講式をあげた。

当日、記念講演として「農業近代化と青壮年の使命」という演題で岩手県立浄法寺経営伝習農場長 西田道正氏の講演があった。

◇農業近代化ゼミナールのあらましについて◇

近年農業と他産業との所得格差が益々大きくなり、農村から若い労働力か年々流出し特に農村の後継者たる長男も所得の多い他産業に転職している現在である

そこで、農業近代化に関する研究学習を通じて農業基幹青年の質的向上をはかるとともに農業研究グループの組織化を促進し共同による実践力を高めるためゼミナール（講習）を開設する。

一、開設責任者　鷹巣町
二、実施責任者　鷹巣町教育委員会
三、開設場所　公民館、農業関係施設、その他
四、実施時間　一人当りの学習時間数は年間一〇〇時間
五、開設期間　本年七月から昭和四十年三月まで、農繁期を除き学級生の学習に都合のよい日時をえらんで行なう（移動研修一泊二日一回）
六、対象　農業に従事する一八才から三〇才までの男女（三一才以上の者でも希望者は参加できる）
七、学習組織　①ゼミナールは、国庫補助対象青年学級方式としてすゝめる　②ゼミナールは、学習団によって展開する　学習団は地域の実情に合わせて編成し、二〇以上の学習団によって学級を構成する。学習団は一五名を標準とする。

③一八才から二〇才位までの農業青年を中心に前期コースを編成する。学習団は部落別から地区別につくり、研究グループの組織化を促進する。

④二一才から三〇才までの農業青年を中心に後期コースを編成する。学習は、研究グループ別、学習目的につくり実践のための学習をすゝめる

○一般部門＝農業政策、農業経済、簿記　機械化共同化、農村社会、前後期コースの台同学習

○課題別部門＝営農診断法＝合同学習、稲作、そ菜　酪農、養豚、養鶏、林業　家政コース、移動研修、体育レク！合同研修があり、その学習団毎に一名の指導員をおき研究的学習への助言ならびに研究グループの育成にあたる。

八、運営委員会　参加者の意思を十分に反映させるため、各学習団の代表者農林課、農業改良普及所社会教育関係者、農協の代表者で構成し「ゼミナール」全般の企画運営にあたる。

九、指導体制　県農林部、農業試験場、農林事務所　農業、生活改良普及員、林業改良指導員、とく農家、などが、専門領域、専任講師として指導にあたり、普及計画と「ゼミナール」の計画と一致させて重点的に指導することになっています。

公民館は町民の寄りどころ
定期講座に参加しましょう

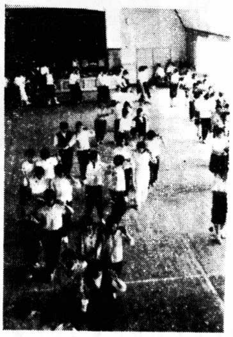

鷹巣町公民館、本館、分館の年間事業計画ができあがり、本館では業種ごとの学級や、町民誰でも参加できる定期講座でも参加できる定期講座が開かれております。公民館はその名のとおり町民の学習の場であり憩の場でもあります。

公民館を訪れる識者の中にも公民館は何をするところですか、貸館業務をするところですかと問われることがしばしばあります。そこで今年の公民館、本館分館の事業紹介にスポットをあてて公民館活動のあらましを紹介しましょう。

「公民館で行なう事務」
一、青年、婦人学級の開設
二、定期講座を開設する。
三、討論会、講習会、実習会展示会を開くこと。
四、図書、記録、模型、資料を備えて利用させること。
五、体育、レクエーションを開催すること。
六、各種機関との連絡を図ること。
七、町民の集会に公民館を利用に供すること。

以上のようなんとが公民館の事業となりますが分館では地域の特色を生かし、寿学級の開設、子ども会のお世話などあり分館で困難な事業や全地域にわたる公民館事業は本館が行なうことになっています。

「本館の今年の主な事業」
一、定期講座
対象＝町民誰れでもいつでも参加できる。
①電気、工作講座
②作文、習字、珠算、簿記講座
③手芸、編物、生花、調理講座
④園芸、そ菜、講座
⑤社会、レクリエーション
二、月曜学級
対象＝町内理容師業に従事する者
三、勤労青少年の集い＝毎月
四、町民レクリエーションの集い＝八月
五、レクリエーション、リーダー養成講習会
六、その他、農業近代化ゼミナール

「綴子分館」
一、婦人移動学級
二、一夜講習会
三、子ども大会など

「七座分館」
一、婦人学級交流会
二、講演会など

「坊沢分館」
一、青年、婦人学級
二、盆踊り大会など

「七日市分館」
一、衛生講話、民謡踊り
二、あみもの実習など

「栄分館」
一、青年移動学級
二、演芸会など

「沢口分会」
一、小猿部地区青年一夜講習会
二、農民文化祭など

以上今年の公民館事業の最なものですが定期講座を受講したい方は公民館に申し出下さい。

公民館定期講座
8月2日 工作、園芸
〃 3日 珠算
〃 9日 いけ花の基礎
〃 16日 そ菜、電気

栄・坊沢地区
ヘリコプターで農薬を散布

今年もヘリコプターによる、水稲の農薬空中散布を栄、坊沢地区で実施します

◇実施期間　8月4～5日
4日　栄（太田、摩当の一部）
5日　坊沢（本郷一円）

◇危害防止上の注意
○窓や戸はじめ、薬剤が屋内に入らないようにすること。
○飲食に供する物や洗濯は屋外に出さぬこと。
○薬剤のかゝった野菜や果物などは何べんも洗いしてから食べること。
○薬剤のかゝった草は二週間程度給与しないこと、牛については特に注意すること。

通行止のお知らせ
糠沢地区の町道

新国道建設工事に伴ない糠沢地区の町道の一部が九月三十日まで、通行禁止になっておりますので、ご協力ねがいます。

迂回路は大堤部落寄りからの道路になっております

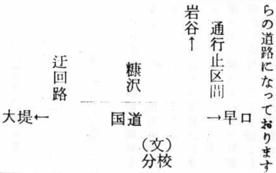

レントゲン撮影の実施

前回に引き続き次のとおり行ないます。最寄りの会場で受診して下さい。

（8月5～11日分）
8月5日 前10時～12時 妹尾館
〃 5日 後1～3時 根本屋布
〃 6日 前10～後4時 綴子上町－同会館
〃 7日 前10～後4時 綴子下町－同公民館
〃 10日 前10～後4時 小森－同会館
〃 11日 前10～後4時 藤株、上野、小摩当

食中毒予防週間
＜8月5日～11日＞

八月五日から十一日までの間は食中毒予防週間にあたります。

全国で昭和三十八年（一月～十二月）の食中毒の発生状況をみますと、事件数は一、九六六件、患者数は三八、〇七七人の発生があり、三十三年以降毎年三万をこえる患者が発生しています。季節的には全数の約九割が六－十月にかけて発生し、とくに七、八月の多発がめだっています。

今年も相変らず食中毒が発生しており、一月から五月初めまでに患者は四、七〇二人で、昨年同期と比べると六〇〇人でふえています。とくに会社、工場、学校などの集団給食の多発が目立っています。

◇新潟地震義援金◇

日赤鷹巣分区受付最終分
◇栄小学校　一、四八八円
◇南鷹巣　成田ノブ　二〇〇円

災害復旧に補正予算
＜六月定例町議会報告＞続き

▽議案第六十号＝昭和三十九年度鷹巣町災害復旧特別会計補正予算（歳入歳出予算の総額にそれぞれ五二一万円を追加し、その額を一千九六九万一千円、補正分の歳入は、分担金九六万円は雪害による復旧分、県補助金二二五万円（農業災害復旧費）町債一〇〇万円をのみ、歳出では、工事請負費四九〇万円＝一四個所分、設計委託料二一万円、その他一〇万円となっている。

▽議案第六一号＝昭和三十九年度栄財産区管理会一般会計補正予算（歳入歳出の補正額は、それぞれ二六四万二千円を追加するもの）

内訳は、歳入二六四万二千円は杉立木売払代金、歳出では、賃金に三万二千円石標製作費一万円、栄農協近代化施設助成金に二〇〇万円、町道向町橋架替費負担金に四〇万円それぞれ追加し、摩当地区県道改良費負担金に二〇万円となっている。

義務教育設備等で意見書
関係機関に要望

▽議案第六二号＝義務教育設備等の父兄負担抑制措置に関する決議案（町議会は義務教育設備等の父兄負担抑制について、別紙案のとおり決議し関係行政庁および関係機関に意見書を提出要望するものとする）

（議員提出）

意見書の内容＝憲法では義務教育無償の原則を宣言しているにもかかわらず、父兄の負担によって相当部分まかなわれている現状であるので、義務教育設備等の設置、運営、管理について、父兄負担の伴うことのないよう意見書を提出するものである。

○継続審査され議決になった議案

▽議案第五〇号＝鷹巣町町税条例の一部を改正する条例－総務常任委員会付託審査されていたもの。

○付託審査として採託された請願書の内容

▽請願第四号＝南鷹巣地区の環境条件の整備のため排水設備及び側溝をコンクリート造りになおしていただくもの（提出者＝南鷹巣町内会長畠山要吉）

▽請願第五号＝しいたけなめこ栽培の助成について

綴子字松庫地区を中心とした組合員二十名が水稲単作にては、将来の生活がなりたたないので国有林より薪炭材の払下げを受け、製炭者と共に組合を設立し、製炭労働をしいたけ栽培に吸収し、組合員の相互の経済的、社会的地位の向上を図るため、設備導入資金として必要費の一部を補助を受けたいと陳情したもの。

（陳情者）
綴子しいたけ、なめこ生産組合　組合長理事　堀内彦直

▽請願第六号＝定時制高校教育助成費増額方のお願いについての陳情

鷹巣農林高校定時制課程において、夜間教室の照明度を現在より標準状態の線に近ぢけるため約一〇万円照明器具及び工事費を増額助成を得るため

（陳情者）
県立鷹巣農林高等学校長　九島悦郎

▽請願第七号＝米代川向黒沢橋新設に関する請願

向黒沢地域の民生安定及び生活経済の向上を図るため、現渡船場附近の米代川に架橋してほしいという趣旨のもの。

（請願者）
綴子向黒沢部落

▽請願第八号＝塵芥焼却場の完全管理についての陳情（火災予防上ゴミ処理の場合野天で焼くべきでなくじん芥焼却炉で処理し完全に管理してほしいと要望するもの。）

（陳情者）
南鷹巣町内会長　畠山要吉

▽請願第九号＝蟹沢大野尻間道路新設願いの件＜陳情＞（新設希望道路は、緑ケ丘と大野尻間及び蟹沢部落入口の小橋架設を目的として部落の火災、急病人その他緊急用務のためにも自動車が通れる道路にしてもらいたいための陳情

（陳情者）
蟹沢部落委員長
桜庭駒之助　外三七名

新潟地震
甚地をたずねて

＝新潟地震激甚地視察報告＝

―新潟市、大山（鶴岡市）―

七月七日から九日までの日程で新潟市、鶴岡市大山町の　ヵ所を土木的立場から災害視察したので、これらの視察記を要約し、報告と致します。

一、建築物の地獄絵ということ

新潟駅万代橋に立って四面を見渡すと水平感覚がなくなったのではないかと錯覚を起すような光景が展開する。

道路は山道のように起伏し、表面はなめらかに仮舗装されているが、地割れの跡が生々しく波打っている高層ビル群が傾斜して隣の建物に覆いかぶさり、接触している部分がめちゃめちゃに壊れている。建物の重みの反動で道路は隆起し地盤が沈下して建物と道路が一㍍位も差が出来、ビルの一階の窓が道路と同じになって雨水が中へ流れ込んでいる。どこが道路の高さなのか、どの建物が垂直に建っているのか、どの屋根が水平なのか見当がつかない。

信濃川の両岸の路地へ入ると更にひどい。工場は倒壊　家は傾きかけ、一種異様な臭さの中で水没からようやく排水した家並が郵便ポストの投入口付近まで黄色く又油黒くただれている

港湾施設と大倉庫群は一部舟着場を除いて見る陰もなく破壊され、水没し、油と泥水につかり、くずれ落ちた倉庫の収納物が鼻を射す臭さで近寄ることが出来ない。

地盤の落下によって吹き上げた地下水が砂を路面に三十㌢㍍も敷いて両岸一体に広がっている。排水は出来たものの泥海である。

昭和石油のタンク群は重油の焼け跡に巨大な赤黒くただれ落ちた殻を残して尚一部に煙を上げ、隣接住宅地は見渡す限り焼野原、人影もない目を覆う惨状にただ悲惨という表現しか出来ない。

破壊、転倒、一瞬の激震によって変ぼうした市街地津波と余震におびえた数日油、尿　濁水を交えた水攻め、料食のない中に野営し黒煙天を覆う火の恐怖の一週間、大地震の恐ろしさの跡を目の前にして想像するだに気が遠くなる思いだ。

二、砂土の楼閣に異論あり

新潟市街地の被害が如何に大きいものであったかは未だに詳細な被害集計が出来ていない現状からも推察出来ようと思うが、七月二日、現在市が発表した被害状況調べの概数を記して参考にしたい。

死　　者	11人
重軽傷	120人
全壊(焼)	2,104戸 2,338世帯
半壊(焼)	6,835戸 7,595世帯
一部破損 及傾斜	6,633戸 10'703世帯
床上浸水	9,255戸 10,283世帯
床下浸水	1,846戸 2,051世帯
被害割合	全世帯人口の40%

此の数字から新潟市内は半分以上目を覆う程の直接被害からまぬがれたところがあることを知ることが出来る。県庁を中心とした山手砂丘の西北地帯である、旧市内とでも言うか、十年前の大火によって近代的に都市計画が進められた新潟市街地の中心部で、これらの地帯は、河口に出来た砂丘の上に形成されている市街地であるが、直接の大きな被害は受けていない。被害激甚地は、駅から此の市街地中心部に至る信濃川流域の両岸の埋立造成地である。砂上の楼閣が安泰であったことに、言い知れぬ皮肉を覚えざるを得ません。

三、見舞には酒の一升より水の一升

あの大地震から既に三週間、良かれ悪しかれ運命の中にあって心の乱れを取戻し、復興に立上らねばならぬ時期なのに、人々は何もそれらしき復興に手掛けていない。個々の力ではなし得ない問題が山積しているわけである、潰れ落ちた工場は家は、片付けようにも職人が居ない、傾きかけたビルや家は大きな土木建築の力を借りなければ手のつけようがない。玄関先の泥を寄せ、傾いた家の二階に家財道具をまとめて仮住いをしているに過ぎない。道路より下っている床に泥水が流れ込まないよう土俵を積んで、雨を警戒しているのみだ。

水道管がズタズタに切られて水が何時出るか予定がたたないからである。今、市ではショベルローダーを動員して道路を掘り返し、水道管と汚水管の本管施設に懸命だが、地盤が変り、傾いた家の取入口まで完了するには相当の日時を要し家の復興と歩調を合わせなければいけないので、自分自身の予定が立たないのであろう。水攻めに悩まされて水がないとは矛盾と皮肉も甚だしい。三〇台の給水トラックがドラム管に飲料水を積み街頭で給水しているが、飲水と洗濯水だけで汚水にただれた家を洗い流す水がないのだ。風呂はぜいたくの部類で、働いた汗を流す水も、手足の汚れを洗い落す水も条件付で使える程度にしか水が回っていない。〝一升の水を余分に欲しい〞これが被災市民の誰もが持っているささやかな願いであると思う。

四、保証人が市長である特別融資

本格的な復興は何時のことやら、災害激甚地の九割助成を国から受けることが決定しても、新たな復興計画には広範、綿密な調査と計画準備が必要である。鉄道、陸上、港湾共輸送力が極度に制約を受けている現在、応急処置以外に手がつけられない。

私共が市へ入った八日に学校、公会堂等の公有建物に入っていた五〇〇世帯の被災者が仮設住宅、北鮮帰還仮宿場等へ転居を命ぜられた。市営住宅三五〇戸の建築も手をつけたばかり、六畳一間と思われるトタン仮設住宅四〇〇戸が出来上り、クジ運に恵まれた人達が久方振りに雑居から解放されることになった。

災害発生と同時に市議会は全員災害対策特別委員会の構成員になり、常任特別委員会は災害特別委員会の専門部会となって昼夜の活躍をしている。

設備復旧の為の公庫中金資金斡旋の特別措置として、設備担保、保証協会裏付の市長証明と直接保証による最高限度二〇〇万迄の復興融資条例を制定して復興意欲を盛り立てた。災害保険の対象外である地震災害復興対策として、市がとった最高最大の適切なる行政措置であると思われる。七日現在まで公庫中金への査定申込は三〇億、実行額四億であると言う。直接被害額二千億とも言われる中ではあまりにも少ないが、これも復興計画にめどがついていない今日では止むを得まい。

五、土台には杭を打て

ハイヤーの運転手は「国体中でなくてよかった。国体で半月程本当に新潟はきれいになりホッとしたところであったのに……此の復興は根本的にやり直しなので十五年はかかるだろう」と憤まんを語っていた。

又五十九歳の油の乗り切った渡辺市長は、談話の中でくやし涙を押えながら、「新産都市の指定も百万都市実現への土台であった……市民の勤勉さと協力をもってするならば、短かければ七年、長くても十年には立派に復興して見せる」と言切っている。

ここで私共は何故此の新潟の一部に集中して壊滅的な地震災害があったかを反省して見る必要がある。

勿論根本的には前記の埋立軟弱地盤の上に市街地が形成されたことによるものであるが、無尽蔵と言われるガス、石油、地下水の汲み上げによって地盤が沈下しはじめて居り、河口付近に於ては地震以前でも海抜〇㍍と言われる如く、流水面より低くなっていた。これをあの震動でゆさぶられたのであるから堤防、建物が壊れるのは当然である。

然し激被災地建物でもよく見ると建物の構造こう法によって比較的被害を受けていないものがあるのに気がつくのである。即ち、木造の平家建家屋、床面積の広くコンクリート地盤を持った鉄筋建造物、地上あまり高くない方形状の建物等がそれである。

私共は建物を建てる際に家の間取りや内容物に気をとられ、土台のこう法をおろそかにし勝ちである。鶴岡の一、〇〇〇の坪工場の例であるが、四囲の家が大なり小なり皆被害を受けているのに此の工場は一㍍五〇㌢のこう木を土台の下に一、八〇〇本打ち込んで、その上にコンクリート基礎をやった。此のためか、今回の地震では窓ガラスが僅かに落ちた程度であるという。

傾いて尻を出している建物にパクルが打ち込まれていないものが見受けられる。まして民家工場の土台や推して知るべしである。

又長方形　中抜方形、高層建築は床面積を広くとれないものはこれに対応する土台と基礎を耐震上充分検対して建てられるべきであり、堤防にあっては堤床こうの必要性を念頭に置いて設計にあたらなければならたいと思われる。

六、苦しい時の神だのみ

瞬時にして原形を失い、河床の隆起、津波増水によって決壊した堤防より逆流水没した市街地が、油、尿泥水から救われる一週間の新潟市民には、市民組織としての秩序を持ち合せなかった。市からの連絡をとろうにも町会長は何処に居るやらわからない。災害におびえ、混乱しているときの指揮、伝達系統はメチャクチャである。僅かに報道機関を通し、広報活動を通して重点伝達をするのが精いっぱいである。災害には先ず心を静めるための応急手当、伝達広報活動が必要である。一万数千戸の水没地地帯の市民を安心させるには水を汲み上げなければならない。延々十㌔にも及ぶ仮設堤防の設定が計画され、未曾有の信濃川堤防作戦が実行されたのは自衛隊と消防団の協力による土のう運搬である。山から堤防までの自動車運搬道を仮設し数十万俵の土俵を運んで全市民注目の堤防作りが行なわれた。

消防や市民の活躍はさておき、普救自衛隊に対する軍隊憲法違反論をたたかわしている人達にとっても、此の有時の活躍にはどんな気持で見守ったことであろう。普通の常識では考えられない此の大がかりな堤防作りを単時日の間に成し遂げた天災克服の功績は議論をこえて賛辞と感謝の言葉を贈らねばなるまい。

七、工場や倉庫は屋根に工夫が必要と思う

市民生活に直接の驚異を与えないので、比較的検討を忘れられているのに大工場、大倉庫の建築様式がある。港湾地帯に於ける大倉庫と大工場はその使用性質中に柱を持つことが望ましくない。殆んどの建物が中空で長方形に出来ている。新潟の場合、これが陥没地盤の上にあったのだからコンクリート、鉄骨を問わず軒並みに倒壊した。

これを見るに屋根持の横の梁は充分補強されているが、縦のフレームがこれに供った強度を持ち合わせていない。ご承知のように船船は大波に乗ったとき縦方向の船体保持のために船底のキールを頑強にして、ピッチングによる船体破損を防いでいる。陸地のこれらの建造物も大地震にあったときは震動波に乗り、船のピッチングと同じ力を受けるのであるから、屋根裏のフレームか横壁に連続的にビームをつける構造の工夫が必要である。さもなくば内部の骨組みを分擔ブロック組とし、これを連続組合わせ構造にすれば中落ち又は倒壊を防止することが出来るように思われる。これを前記の地盤作りと併せ考慮されるならばより完全であると思われるのである。

八、私有地でも公害防止に協力してもらいたい

昭和石油の火災により付近の民家一、五〇〇戸が炎上した。大工場群は相当の距離をもって建設されるべきである。特に燃料を取扱う工場は風向、風速等を充分考慮に入れて建設されなければならない。昭石でも三菱でも住宅地からは及びもつかない距離にあるのだが、火力の強大さは常識で考えられない地点を焼き尽してしまった。然しよく見ると昭石の工場の近くにも三菱金属の近くにも民家や商店が建ちはじめている。

暴大な消費力をかかえているこれらの大企業の周囲に、商店や下請工場や住宅が建つのは自然であるけれども、大災害からより多くの人々の幸福を守るには科学消防強化云々の問題だけでは解決されない。こういう施設のそばに家を建てることを禁ずる法律措置か強力な行政措置が必要であることを痛感するものである

九、施策の遅れる農地災害

新潟地震によって賀野川水系と通船川水系の農地は場所により海抜マイナス一・五㍍に沈下したところがある。堤防がズタズタに切られたのであるから一万俵の土俵を入れて仮止めをやったが広範な地域のため、どこからともなく通水しポンプで汲めども水位が一定限度しか減らない。油が浮き稲をなめつくして未だに水田四〇〇、畑一〇〇㌶は水没している。

もちろん収穫皆無、反対に隆起し地割れを起し水が行かないため、道路上にU型樋にビニールをかけて臨時灌水を行なっている地帯もある。準用河川であれば堤防補強は国で直すだろうが、隆起沈下した農地は農作物と共に被災農家の泣寝入り、全く気の毒に堪えない。

十、大山町は人災の臭が濃い

―紙面の都合上割愛―

十一、最後に

社会保障と共済の極度に発達した今日の社会にあって、補償や保険の対称にならない致命的な災害が再三に亘り襲いかかる運命に置かれた被災地の人々に見舞の言葉も出ない思いでした

私共は町議会を代表していささかの見舞金を贈り、被災地の惨劇から町を守る施策を他山の石として、強い感慨に打たれて帰鷹したのであります。

筆致の足らないところは当時の報導を思い浮かべて補って戴きたく、又要所の写真も議会事務局にありますので、ご参考に供せられたく拙文視察報告と致します。

昭和三十九年七月十日
鷹巣町議会土木委員会
―文責　辻　侑次郎―